政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百五号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　在勤基本手当の月額（第一条関係）

一　大使館

地域	所在国	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	700,000	640,000	606,400	586,500	556,700	507,100	457,500	407,800	368,100	348,300	328,400	308,600
	インドネシア	570,000	480,000	456,100	439,400	414,400	372,600	330,900	289,100	255,700	239,000	222,300	205,600
	カンボジア	620,000	600,000	562,900	542,400	511,600	460,300	409,000	357,700	316,700	296,200	275,700	255,200
	シンガポール	690,000	620,000	575,100	552,100	517,600	460,100	402,600	345,100	299,100	276,100	253,100	230,100
	スリランカ	550,000	530,000	504,100	486,500	460,000	415,900	371,800	327,700	292,400	274,800	257,100	239,500
	タイ	690,000	580,000	542,100	520,400	487,900	433,700	379,500	325,300	281,900	260,200	238,500	216,900
	大韓民国	690,000	580,000	546,100	524,300	491,500	436,900	382,300	327,700	284,000	262,100	240,300	218,500
	中華人民共和国	830,000	660,000	615,800	591,900	556,200	496,600	437,000	377,500	329,800	306,000	282,100	258,300
	ネパール	670,000	650,000	615,700	597,500	570,200	524,700	479,200	433,700	397,300	379,100	360,900	342,700
	パキスタン	720,000	670,000	640,800	623,300	597,200	553,600	510,000	466,500	431,600	414,200	396,700	379,300
	バングラデシュ	740,000	720,000	686,800	666,100	635,100	583,400	531,700	480,100	438,700	418,000	397,400	376,700
	東ティモール	720,000	700,000	662,400	641,900	611,100	559,900	508,700	457,400	416,400	395,900	375,400	355,000
	フィリピン	620,000	520,000	491,700	473,100	445,100	398,400	351,700	305,100	267,700	249,100	230,400	211,800
	ブータン	660,000	640,000	606,400	586,500	556,700	507,100	457,500	407,800	368,100	348,300	328,400	308,600
	ブルネイ	580,000	560,000	521,100	500,300	469,000	416,900	364,800	312,700	271,000	250,100	229,300	208,500